

千葉県報

定例
平成20年11月18日

第12357号

千葉県報

平成20年11月18日(火曜日)

主要目次

○ 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	一
告示	一
○ 漁業災害補償法に基づく特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込みについて の同意の認定	一
○ 県営土地改良事業計画の変更	二
○ 都市計画用途地域の変更	二
公告	二
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請	二
○ 特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請(三件)	二
○ 土地改良区役員の退任及び就任(二件)	三
○ 土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧	四
○ 都市計画地区計画の関係図書の縦覧	四
○ 都市計画用途地域の変更の案の縦覧	四
○ 都市計画用途地域の関係図書の縦覧	四
○ 都市計画高度地区の関係図書の縦覧	五
○ 都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の縦覧	五
○ 都市計画地区計画の関係図書の縦覧	五

規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月十八日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県規則第八十号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十二年千葉県規則第八十号)の一部を次のように改正する。

第一条の五に次の一号を加える。

五 負傷、疾病又は老齢により二週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。)

イ 孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、平成二十年四月一日から適用する。(経過措置)

2 改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第一条の五の規定は、平成二十年四月一日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

告示

千葉県告示第八百三十一号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第八十条第五項において準用する同法第五十五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び漁業の区分についての特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、同法第八十条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

なお、同項の規定による共済契約の締結の申込み又は規約の設定の義務は、平成二十年十一月十九日から発生する。

平成二十年十一月十八日

千葉県知事 堂本 暁子

その一

区域 天羽漁業協同組合の地区

漁業の区分 萩生地区の主としてさし網を使用して営む小型合併漁業

その二

区域 御宿岩和田漁業協同組合の地区

漁業の区分 御宿地区の主として一本釣りを営む小型合併漁業

その三

区域 御宿岩和田漁業協同組合の地区

漁業の区分 御宿地区の主としてさし網によっていせえびをとることを目的とする小型合併漁業

その四 区域 御宿岩和田漁業協同組合の地区

漁業の区分 岩和田地区の主として一本釣りを営む小型合併漁業

その五

区域 御宿岩和田漁業協同組合の地区

漁業の区分 岩和田地区の主としてさし網によっていせえびをとることを目的とする小型合併漁業

千葉県告示第八百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、八千代市の一部を受益地域とする県営陸東部1期地区土地改良事業（区画整理）計画を変更した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画に不服がある場合には、同条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、この変更計画については、処分取消しの訴えを提起できず、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第七項の規定による決定を経た場合に、同法第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第十項の規定により、当該決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年十一月十八日

千葉県知事 堂本 暁子

一 縦覧に供する書類の名称

県営陸東部1期地区土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年十一月十九日から十二月十七日まで

三 縦覧場所

八千代市役所

千葉県告示第八百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、船橋都市計画用途地域を次のとおり変更した。

平成二十年十一月十八日

千葉県知事 堂本 暁子

一 都市計画の種類及び名称

船橋都市計画用途地域

二 都市計画を定める土地の区域

船橋市芝山一丁目、芝山三丁目、飯山満町二丁目、飯山満町三丁目、豊富町及び鈴身町の各一部の区域

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請があった。

平成二十年十一月十八日

千葉県知事 堂本 暁子

一 申請のあった年月日 平成二十年十月十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人ちば農業支援ネットワーク

2 代表者の氏名 松尾彰

3 主たる事務所の所在地 千葉市中央区中央四丁目一三番二八号

三 定款に記載された目的 この法人は、農業の持つ教育機能を生かし栽培、食育に関する事業を行い、技術指導を通じ、地域住民の農業・農村に対する理解を深め、もって地域農業の発展に資することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。

平成二十年十一月十八日

千葉県知事 堂本 暁子

一 申請のあった年月日 平成二十年十月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1 名称 特定非営利活動法人千葉教育振興協会

2 代表者の氏名 辻村直之

3 主たる事務所の所在地 千葉市中央区新千葉三丁目一番六号

三 定款に記載された目的 この法人は、日本の将来を担う子どもたちの健全なる成長を目的とする団体及び個人を会員として、全ての子ども、及び子どもたちの教育・成長を支える、個人・家庭・教育関係機関及び関連団体を対象に、各種相談、学校適応・自立支援活動、各種講座・研修・研究などの事業を行い、子どもの健全育成を図るとともに、教育の進歩と発展に貢献することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。
 平成二十年十一月十八日

千葉県知事 堂本 暁子

- 一 申請のあった年月日 平成二十年十月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 特定非営利活動法人あびこパールプロジェクト
 - 2 代表者の氏名 山崎清子
 - 3 主たる事務所の所在地 我孫子市我孫子二丁目六番九三五号
- 三 定款に記載された目的 この法人は、湖沼および河川等の水域においてイケチヨウ貝を養育させることで、その流域住民などの生活排水への意識を高め、水質改善を試み、そのまちな特性を生かしたまちづくりや文化事業、子供達への環境教育などの事業を行い、水質浄化とまちな活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があった。
 平成二十年十一月十八日

千葉県知事 堂本 暁子

- 一 申請のあった年月日 平成二十年十月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 特定非営利活動法人 ACOBA
 - 2 代表者の氏名 関本征四郎
 - 3 主たる事務所の所在地 我孫子市本町三丁目七番十号
- 三 定款に記載された目的 この法人は、コミュニティにおける人と人との支え合いを基盤に、まちづくりの発展に寄与することを目的とし、地元での起業を志す個人・団体に對して、仲間・情報・学ぶ機会等の提供をする起業支援事業と、高齢者・障害者・その家族などに対して、誰もが心から満足できる福祉サービスの実現を目指した実態調査・研究・評価事業を行う。

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、市原市引田神代土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
 平成二十年十一月十八日

千葉県知事 堂本 暁子

- 一 退任理事
 - 市原市引田九番地の三
 - 〃 〃 一一番地
 - 〃 〃 神代二一八番地一
 - 〃 〃 分目三一二番地一二
 - 〃 〃 宮原七九二番地
 - 〃 〃 引田三一一番地
- 二 退任監事
 - 市原市引田五二一番地
 - 〃 〃 神代三〇二番地
- 三 就任理事
 - 市原市引田九番地の三
 - 〃 〃 一一番地
 - 〃 〃 神代二一八番地一
 - 〃 〃 引田五二二番地
 - 〃 〃 分目一八二番地
 - 〃 〃 宮原七九八番地
- 四 就任監事
 - 市原市引田三一一番地
 - 〃 〃 神代二九一番地

土地改良区役員の退任及び就任
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、千葉県大利根土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があった。
 平成二十年十一月十八日

千葉県知事 堂本 暁子

- 一 退任理事
 - 匝瑳市八日市場二三九五番地
 - 〃 〃 上谷中五六〇番地
 - 〃 〃 椿七四〇番地
 - 〃 〃 富岡七〇七番地
 - 〃 〃 高一、八三八番地
 - 〃 〃 吉崎一、四五九番地
 - 〃 〃 飯塚三九八番地
 - 〃 〃 山武郡横芝光町上原一三一一番地

〃	〃	木戸一、〇二八番地	小川	泰廣
〃	〃	匝瑳市栢田一、四三六番地	渡辺	朋幸
〃	〃	野手一一、四一七番地一	伊藤	耕一
〃	〃	旭市二の一、三九六番地	菅村	徳太郎
〃	〃	川口七八八番地	伊藤	嘉平
〃	〃	足川一、九三三番地	林	壯雄
〃	〃	神宮寺二、八八七番地	高野	富夫
〃	〃	平松一、三四八番地	浪川	七良
〃	〃	三川三、七六九番地	藤井	嘉徳
〃	〃	後草一、九一五番地	浪川	源助
〃	〃	就任理事	藤井	憲一
〃	〃	匝瑳市八日市場イ二、六八三番地	太田	勝雄
〃	〃	上谷中五六〇番地	佐藤	憲一
〃	〃	椿七四〇番地	関	忠
〃	〃	時曾根六四一番地一	山崎	一郎
〃	〃	横須賀一、七七〇番地三	平山	一郎
〃	〃	吉崎一、四五九番地	鎌形	利一
〃	〃	飯塚三九八番地	竹内	孝和
〃	〃	山武郡横芝光町上原一三一番地	伊橋	佳辰
〃	〃	木戸六、一四〇番地	石毛	甲子男
〃	〃	匝瑳市堀川四、四一九番地	佐久間	孝雄
〃	〃	野手一一、七四五番地二	田村	耕一
〃	〃	旭市二の一、三九六番地	伊藤	康司
〃	〃	泉川二五七番地	押田	昭一
〃	〃	野中五七九番地	芳野	善一
〃	〃	中谷里六、八六二番地一	高野	宇一郎
〃	〃	横根八三一番地	往古	幸衛
〃	〃	三川三、六八七番地	浪川	源助
〃	〃	後草一、九一五番地		

土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法
 第八条第一項の規定により、小糸川沿岸土地改良区の清和南部地区における土地改良事業
 （区画整理）計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を次のとおり縦覧
 に供する。

平成二十年十一月十八日

一 縦覧に供する書類の名称	千葉県知事 堂本 暁子
1 小糸川沿岸土地改良区土地改良事業変更計画書の写し	
2 小糸川沿岸土地改良区定款の写し	
二 縦覧期間	平成二十年十一月十九日から十二月十七日まで
三 縦覧場所	君津市役所
都市計画地区計画の関係図書の縦覧	
平成二十年十一月十八日船橋市の決定に係る船橋都市計画地区計画飯山満地区地区計画 の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項 の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。	
平成二十年十一月十八日	千葉県知事 堂本 暁子
都市計画用途地域の変更の案の縦覧	
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七 条第一項の規定により、習志野都市計画用途地域の変更の案を次のとおり縦覧に供する。	
平成二十年十一月十八日	千葉県知事 堂本 暁子
一 都市計画の種類	
都市計画用途地域	
二 都市計画を定める土地の区域	
習志野市谷津一丁目、谷津五丁目、谷津六丁目及び谷津七丁目の各一部の区域	
三 縦覧期間	平成二十年十一月十八日から十二月二日まで
四 縦覧場所	千葉県県土整備部都市計画課及び習志野市都市整備部都市計画課
都市計画用途地域の関係図書の縦覧	
平成二十年千葉県告示第八百三十三号に係る船橋都市計画用途地域の関係図書は、都市 計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二 項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。	
平成二十年十一月十八日	千葉県知事 堂本 暁子

都市計画高度地区の関係図書の縦覧

平成二十年十一月十八日船橋市の變更に係る船橋都市計画高度地区の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十一月十八日

千葉県知事 堂本 暁子

都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の縦覧

平成二十年十一月十八日船橋市の變更に係る船橋都市計画防火地域及び準防火地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十一月十八日

千葉県知事 堂本 暁子

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十年十一月十八日船橋市の變更に係る船橋都市計画地区計画豊富・鈴身地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十年十一月十八日

千葉県知事 堂本 暁子

購読料

月決め
一部
一箇月二、〇〇〇円 (送料を含む。)

発行・発行者
定期購読申し込み先
一部売り申し込み先

千 葉 県

〇四三 (二三三) 二一五二
〇四三 (二三三) 二六五八